

まちづくり審議会への花緑検討小委員会（部会）の設置について

1. 趣 旨

県下の花と緑の取り組みの方向性を示す「ひょうご花緑創造プラン」（計画年度：H28～H37）の中間評価・見直しについて、県民緑税を活用した「県民まちなみ緑化事業」（第3期）の評価・検証作業を踏まえながら、専門的見地からの調査・審議を行うため、まちづくり審議会に花緑検討小委員会（部会）を設置する。

2. 検討事項

（1）県民まちなみ緑化事業（第3期：H28～H32）の評価・検証

- アンケート調査やヒアリング調査から制度運用の妥当性の検証
- 現地調査や緑被率調査から事業効果の把握 など

（2）ひょうご花緑創造プラン（計画年度：H28～H37）の中間評価・見直し

- 目標の達成状況や推進施策の進捗状況の評価・検証
- 社会情勢の変化を踏まえた新たな花緑施策のあり方の検討 など

3. 検討のスケジュール

	まちづくり審議会	花緑検討小委員会
平成 30 年度 (2018 年度)	第 2 回まちづくり審議会(H31.3.26) ■検討小委員会（部会）の設置・諮問	第 1 回花緑検討小委員会(H31.3.26) ■県民まちなみ緑化事業（第 3 期）の評価・検証作業の概要説明
平成 31 年度 (2019 年度)	まちづくり審議会(開催予定：年度末) ■県民まちなみ緑化事業（第 3 期）の評価・検証作業の報告	花緑検討小委員会(開催予定：3 回) ■県民まちなみ緑化事業（第 3 期）の評価・検証 ■ひょうご花緑創造プランの評価・検証、見直し案の検討 など
平成 32 年度 (2020 年度)	まちづくり審議会(開催予定：年度末) ■新ひょうご花緑創造プランの報告 ■答申	花緑検討小委員会(開催予定：3 回) ■ひょうご花緑創造プランの見直し案の検討 など

花緑検討小委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 ひょうご花緑創造プランの中間評価・見直し及び県民まちなみ緑化事業の評価・検証を行うため、まちづくり審議会規則（平成11年兵庫県規則第76号。以下「規則」という。）第7条第1項の規定に基づくまちづくり審議会の部会として、花緑検討小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 小委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ひょうご花緑創造プランの中間評価・見直しに関すること。
- (2) 県民まちなみ緑化事業の評価・検証に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、花緑施策の推進に関する重要事項に関すること。

（委員長）

第3条 小委員会における規則第7条第3項の部会長は、委員長とする。

- 2 委員長は、小委員会において調査審議した結果を審議会に報告するものとする。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員又は専門委員が、その職務を代理する。

（会議の招集等）

第4条 会議の招集等については、まちづくり審議会運営規程第2条から第6条までの規定を準用する。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

委 員 名 簿 (案)

(敬称略)

氏 名	役 職	専門分野
平田 富士男 (委員長)	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科教授 (まちづくり審議会委員)	緑地計画
岡 牧 生	特定非営利活動法人JLC兵庫理事 (まちづくり審議会委員)	まちづくり
山 田 宏 之	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授 (まちづくり審議会専門委員)	都市緑化
中野 加都子	甲南女子大学人間科学部生活環境学科教授 (まちづくり審議会専門委員)	生活環境
森 山 正 和	神戸大学名誉教授 (まちづくり審議会専門委員)	都市熱環境
大 藪 崇 司	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科准教授 (まちづくり審議会専門委員)	緑化学
森 川 勝 仁	特定非営利活動法人ビルまちづくりステーション西日本支部長 (まちづくり審議会専門委員)	住民参画